

令和5年12月28日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉 子どものための養育費相談会」

2 開催日時

令和5年9月2日（土） 10:00～16:00

3 開催趣旨

現在、わが国では、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率が44.5%にも上っています（令和4年国民生活基礎調査）。

実に、ひとり親世帯の半数近くが、貧困状態の中で子どもの養育をしているのです。

さらに、未婚及び離婚による母子世帯のうち「養育費の取り決めをしている」世帯は46.7%にとどまり、「現在も養育費を受けている」世帯は28.1%という大変低い数値となっています（令和3年度全国ひとり親世帯等調査より）。

子どもの貧困が社会問題と言われるようになりましたが、わが国の子どもの貧困率は11.5%であり（前掲国民生活基礎調査）、今も9人に1人の子どもが貧困状態に置かれています。

このような状況の中で、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。また、財産開示制度の見直しや第三者からの情報取得制度の創設を内容とする改正民事執行法が令和2年4月から施行されたことにより、今後、未払養育費の強制執行による回収可能性が高まることが期待されています。

司法書士は、裁判所に提出する書類の作成につき相談・依頼を受けることができ、これらを通じてお困りの当事者のサポートをします。

このような趣旨により、今回の養育費相談会（無料電話相談）を実施しました。

今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

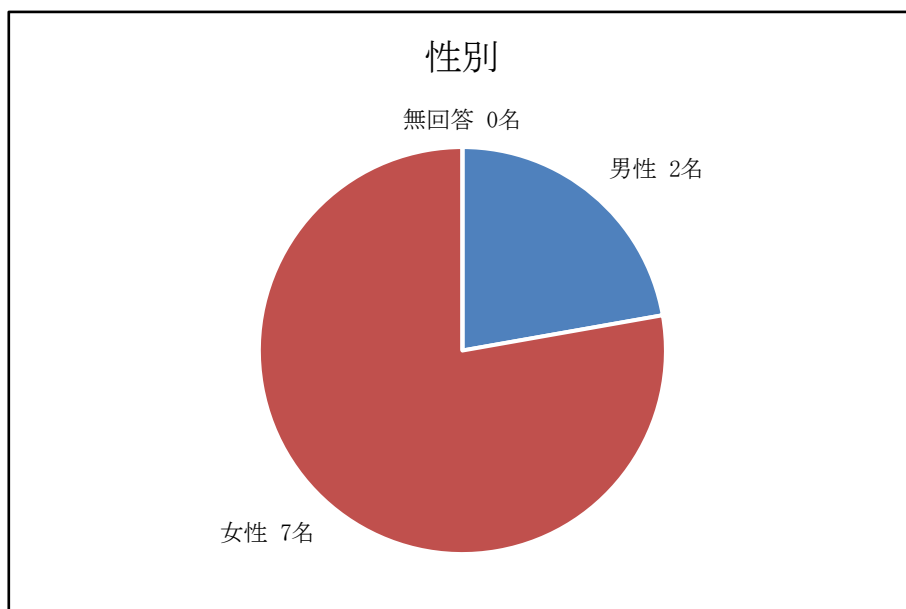
4 相談件数

合計 9 件

内訳

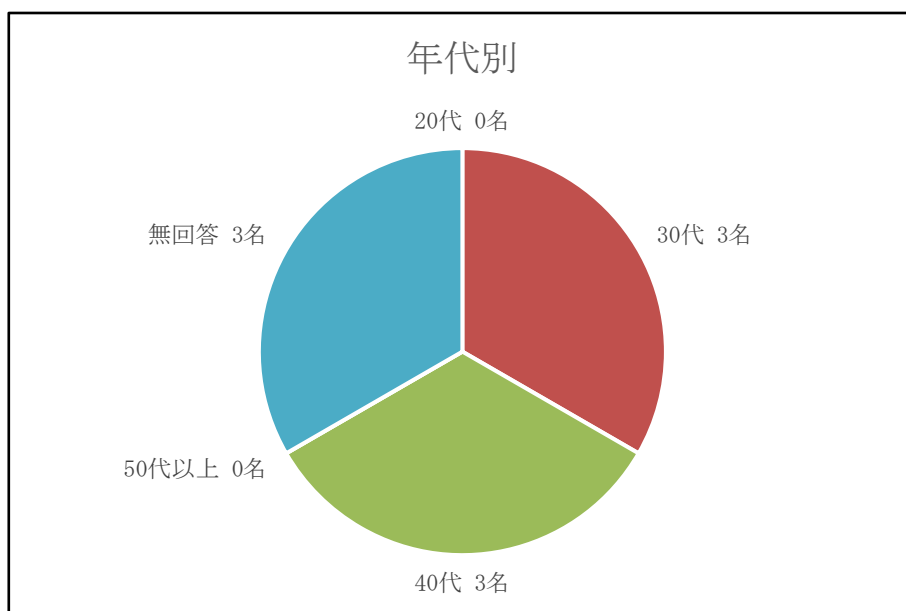
(1) 性別

男性 2名 女性 7名 無回答 0名



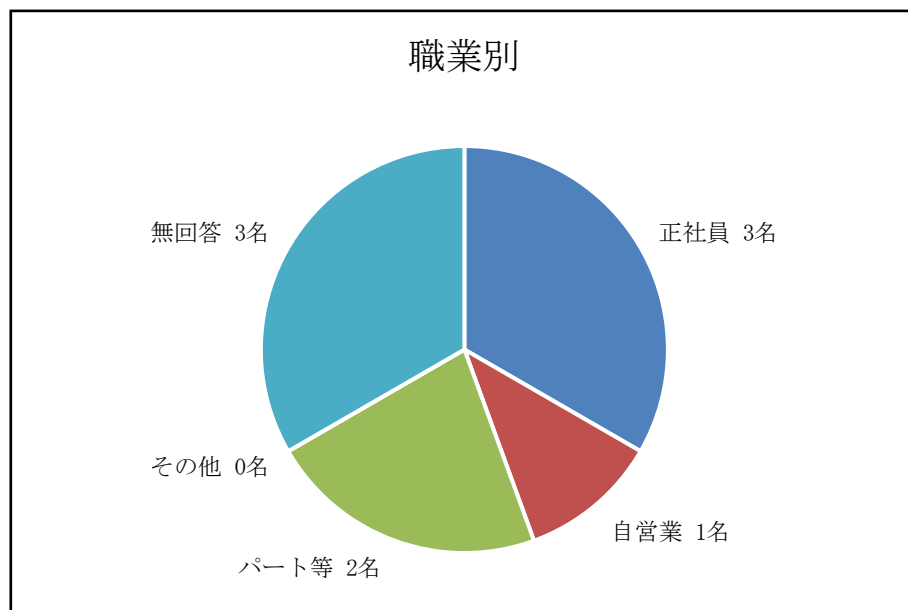
(2) 年齢

20代 0名 30代 3名 40代 3名
50代以上 0名 無回答 3名



(3) 職業

正社員	3名	自営業	1名	パート等	2名
その他	0名	無回答	3名		



5 主な相談内容

- 取り決めのとおりに養育費が支払われなくなった。
- 財産開示命令の申立ての必要書類が知りたい。
- 再婚し家族構成が変わったので、養育費を減額して欲しい。

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会が行っている養育費に関する電話相談（長野県青年司法書士協議会が単独で実施したものを含む）は、今回で11回目になりますが、毎回多くの相談が寄せられており、今回も多くの相談が寄せられました。

今回も、養育費の取り決めをした当事者からの、不払いに関する相談や強制執行手続に関する問い合わせが目立ちました。また、養育費の支払いが行われている状態の当事者からの相談も、複数寄せられました。多様な相談が寄せられたことにより、子どもをめぐる両親の複雑な関係が垣間見えます。感情的なもつれがひどくなると単なるお金の問題になってしまいそうですが、養育費は子どもの養育のためのものであるとの視点をどこまでも大事にして欲しいと思いました。

当会では、今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思っております。